　　　　気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

古河市（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、気候変動適応法（（平成30年法津第50号）。以下「法」という。）第21条に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で使用する用語の定義は、法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる施設）

第３条　この協定の目的となる施設の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

（１） 名称

　　　　●●●●●●

（２） 所在地

　　　　古河市●●●●-●

（供用部分）

第４条　当該施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は、別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第５条　当該施設の開放可能日及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数等は、次に掲げるとおりとする。

（１） 開放する曜日

　　　　●曜日～●曜日

（２） 開放する時間帯

　　　　●時●分～●時●分

（３） 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

　　　　●●人

（施設の管理）

第６条　乙は、法及び同法施行規則に定める基準に適合するよう、当該施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

２　当該施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

　（１）所属部署　●●●●

　（２）氏名　●●●●

　（３）連絡先　●●●-●●●●-●●●●

（熱中症特別警戒情報発表時の対応）

第７条　甲は、茨城県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

２　乙は、熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、当該熱中症特別警戒情報の発表　期間中、第５条に定める開放可能日等において、供用部分を一般に開放するものとする。

３　前項に基づく当該施設の利用者に係る対応とそれに伴う費用負担は、乙において行うものとする。

４　乙は、供用部分について、次のとおり運用する。

（１）　冷房設備は、適切に維持管理し、設定温度は、当該施設の利用者が快適に過ごせる温度とする。

（２）　利用者が見やすい場所に、市が貸与するのぼり旗等を掲示する。

（３）　休憩用の椅子等を用意すること。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第８条　乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第５条に定める開放可能日等において供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

２　前条第３項及び４項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

第９条　乙は、当該施設の営業時間の変更や増改築等に伴い、本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定を締結した日からその日以後に最初に到来する３月３１日までとする。ただし、当該期間の満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の失効）

第１１条　次の各号のいずれかに該当するときは、本協定は失効する。

（１）　当該施設が廃止されたとき。

（２）　当該施設が法及び同法施行規則に定める基準に適合しなくなったとき。

（３） 甲が当該施設の指定を取り消したとき。

（協議）

第１２条　本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通

を保有するものとする。

令和　年　月　 日

　茨城県古河市下大野2248番地

甲　古河市

古河市長　針　谷　　力

　住所

乙　氏名